

ご請求のお手続きはお済みでしょうか？

- 福利厚生制度の一環として、所定の「入院」を保障対象とした団体保険（医療保障保険（団体型））に加入しています。（ご契約内容によっては手術も保障対象となる場合があります）
- 従業員の皆さまご自身が、支払事由に該当しているかご確認をお願いします。
- 給付金を受け取るためには、請求手続きが必要です。

1 支払事由の確認方法

- 以下の書類をご参照ください。

書類名称
「医療保障保険（団体型） ご契約・ご加入にあたっての留意事項」

※ご契約内容によっては手術が保障の対象となる場合がございます。

2 ご請求手続きの方法

- ご請求手続きは、企業、団体経由で行っていただきます。ご請求する場合やご加入内容の詳細について知りたい場合は、所属企業、団体内でのご担当者さまあてにご連絡をお願いします。

3 ご自身が請求事由に該当しているか不明な場合の照会先

- 団体保険の引受保険会社である第一生命保険へお問い合わせください。

第一生命保険株式会社 TEL 0120-709-471

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）○団体保障事業部が承ります。

（第一生命保険からのお知らせ）「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」

商品の詳しい保障内容、保険金等のご請求手続きやお支払いに関する具体的事例などをまとめた資料を第一生命保険のHPに掲載しております。冊子をご希望の場合は、契約者（団体）さまのご担当者を通じてお申出ください。

（ご請求手続きの流れは、以下リンク先冊子のP.4を、保障内容の詳細は、P.14～15をご参照ください。）

https://www.dai-ichi-life.co.jp/legal/hokenkin/pdf/index_006.pdf

